

## 第 45 号議案

### 滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月23日

滋賀県教育委員会

---

### 滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正

別表第1(1)の項中「3,060」を「3,200」に改め、同表(2)の項中「1,980」を「2,050」に改め、同表(3)の項中「3,060」を「3,200」に改め、同表(4)の項中「1,620」を「1,670」に改め、同表(5)の項中「2,030」を「2,100」に改め、同表(6)の項中「3,580」を「3,750」に改め、同表(7)の項および(8)の項中「5,110」を「5,350」に改め、同表(9)の項中「3,060」を「3,200」に改め、同表(10)の項中「2,790」を「2,890」に改め、同表(11)の項中「1,620」を「1,670」に改め、同表(12)の項中「1,020」を「1,050」に改め、同表(13)の項および(14)の項中「1,620」を「1,670」に改める。

別表第2(1)の項および(2)の項中「2,790」を「2,890」に改め、同表(3)の項中「3,610」を「3,710」に改め、同表(4)の項中「4,710」を「4,840」に改め、同表(5)の項中「6,650」を「6,830」に改め、同表(6)の項中「4,130」を「4,260」に改め、同表(7)の項中「4,200」を「4,320」に改め、同表(8)の項中「4,120」を「4,230」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

改正の理由

県議会および知事に対する令和6年10月17日付けの給与についての人事委員会勧告における各給料表の給与改定率を踏まえ、会計年度任用職員の基本報酬の額を改定するため、滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を改正する。

改正の概要

人事委員会勧告における各給料表の給与改定率を踏まえ、職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の基本報酬の額を10円単位で引き上げることとします。【令和7年1月1日施行】

別表第1に掲げる会計年度任用職員

| 具体的な職                    | 【改正前】基本報酬の額 |        | 【改正後】基本報酬の額 |        |
|--------------------------|-------------|--------|-------------|--------|
| (1) 心の教育相談センターカウンセラー     | 1時間につき      | 3,060円 | 1時間につき      | 3,200円 |
| (2) 総合教育センター教育相談員（教員免許）  | 同           | 1,980円 | 同           | 2,050円 |
| (3) 総合教育センター教育相談員（臨床心理士） | 同           | 3,060円 | 同           | 3,200円 |
| (4) 部活動指導員               | 同           | 1,620円 | 同           | 1,670円 |
| (5) 外国人いきいきサポート支援員       | 同           | 2,030円 | 同           | 2,100円 |
| (6) スクールソーシャルワーカー        | 同           | 3,580円 | 同           | 3,750円 |
| (7) スクールソーシャルワークスーパーバイザー | 同           | 5,110円 | 同           | 5,350円 |
| (8) スクールカウンセラー           | 同           | 5,110円 | 同           | 5,350円 |
| (9) スクールカウンセラーに準じる者      | 同           | 3,060円 | 同           | 3,200円 |
| (10) 滋賀県病弱教育巡回訪問指導教員     | 同           | 2,790円 | 同           | 2,890円 |
| (11) 学習アシスタント            | 同           | 1,620円 | 同           | 1,670円 |
| (12) 教員業務支援員             | 同           | 1,020円 | 同           | 1,050円 |
| (13) 特支多人数アシスタント         | 同           | 1,620円 | 同           | 1,670円 |
| (14) 副校長・教頭マネジメント支援員     | 同           | 1,620円 | 同           | 1,670円 |

別表第2に掲げる会計年度任用職員

| 具体的な職                  | 【改正前】基本報酬の額 |        | 【改正後】基本報酬の額 |        |
|------------------------|-------------|--------|-------------|--------|
| (1) 非常勤講師              | 1単位時間につき    | 2,790円 | 1単位時間につき    | 2,890円 |
| (2) 初任者指導に係る非常勤講師      | 同           | 2,790円 | 同           | 2,890円 |
| (3) 特別非常勤講師（博士、楽団員、プロ） | 同           | 3,610円 | 同           | 3,710円 |
| (4) 特別非常勤講師（大学教授）      | 同           | 4,710円 | 同           | 4,840円 |
| (5) 特別非常勤講師（医師）        | 同           | 6,650円 | 同           | 6,830円 |
| (6) 特別非常勤講師（看護師）       | 同           | 4,130円 | 同           | 4,260円 |
| (7) 特別非常勤講師（理学療法士）     | 同           | 4,200円 | 同           | 4,320円 |
| (8) 特別非常勤講師（言語聴覚士）     | 同           | 4,120円 | 同           | 4,230円 |

※基本報酬・・・給料および地域手当に相当する報酬

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程新旧対照表

| 旧                                                                                                                          |                          | 新                                                                                                                          |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 本則および付則 省略<br>別表第1（第4条関係）                                                                                                  |                          | 本則および付則 省略<br>別表第1（第4条関係）                                                                                                  |                          |
| 職務                                                                                                                         | 基本報酬の額                   | 職務                                                                                                                         | 基本報酬の額                   |
| (1) 心の教育相談センターにおける不登校の児童および生徒（以下「児童等」という。）に対する相談および集団への適応に関する指導に関する業務（相談に必要な知識および経験を有する者（教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。） | 円<br>1時間につき <u>3,060</u> | (1) 心の教育相談センターにおける不登校の児童および生徒（以下「児童等」という。）に対する相談および集団への適応に関する指導に関する業務（相談に必要な知識および経験を有する者（教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。） | 円<br>1時間につき <u>3,200</u> |
| (2) 総合教育センターにおける公立学校の教職員、児童等および保護者に面接し、児童等の教育に関する助言を行う業務（教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。）                                          | 同 <u>1,980</u>           | (2) 総合教育センターにおける公立学校の教職員、児童等および保護者に面接し、児童等の教育に関する助言を行う業務（教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。）                                          | 同 <u>2,050</u>           |
| (3) 総合教育センターにおける公立学校の教職員、児童等および保護者に面接し、児童等の教育に関する助言を行う業務（教育長が別に定める資格を有する者が従事するものに限る。）                                      | 同 <u>3,060</u>           | (3) 総合教育センターにおける公立学校の教職員、児童等および保護者に面接し、児童等の教育に関する助言を行う業務（教育長が別に定める資格を有する者が従事するものに限る。）                                      | 同 <u>3,200</u>           |

|                                                                                                             |                |                                                                                                             |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| (4) 公立学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に関する業務                                        | 同 <u>1,620</u> | (4) 公立学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に関する業務                                        | 同 <u>1,670</u> |
| (5) 公立学校における外国人の児童等その他の日本語指導が必要な児童等を支援するために必要な通訳、翻訳等に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                         | 同 <u>2,030</u> | (5) 公立学校における外国人の児童等その他の日本語指導が必要な児童等を支援するために必要な通訳、翻訳等に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                         | 同 <u>2,100</u> |
| (6) 公立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールソーシャルワーカーが従事するものに限る。）                            | 同 <u>3,580</u> | (6) 公立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールソーシャルワーカーが従事するものに限る。）                            | 同 <u>3,750</u> |
| (7) 公立学校における(6)の項に規定する業務に従事する者に対する指導および助言に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                    | 同 <u>5,110</u> | (7) 公立学校における(6)の項に規定する業務に従事する者に対する指導および助言に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                    | 同 <u>5,350</u> |
| (8) 公立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールカウンセラー（公認心理師その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。） | 同 <u>5,110</u> | (8) 公立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールカウンセラー（公認心理師その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。） | 同 <u>5,350</u> |

|                                                                                                          |                |                                                                                                          |                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| (9) 公立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールカウンセラーに準ずる者（教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。） | 同 <u>3,060</u> | (9) 公立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールカウンセラーに準ずる者（教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。） | 同 <u>3,200</u> |
| (10) 入院中の児童等に対する学習の補完その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。）                                  | 同 <u>2,790</u> | (10) 入院中の児童等に対する学習の補完その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。）                                  | 同 <u>2,890</u> |
| (11) 公立学校における授業の補助その他の児童等の学習に関する支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                              | 同 <u>1,620</u> | (11) 公立学校における授業の補助その他の児童等の学習に関する支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                              | 同 <u>1,670</u> |
| (12) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                            | 同 <u>1,020</u> | (12) 公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                            | 同 <u>1,050</u> |
| (13) 公立学校の特別支援学級または交流学級における学習および生活の支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                           | 同 <u>1,620</u> | (13) 公立学校の特別支援学級または交流学級における学習および生活の支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                           | 同 <u>1,670</u> |
| (14) 公立学校における副校長および教頭の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                      | 同 <u>1,620</u> | (14) 公立学校における副校長および教頭の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの                                      | 同 <u>1,670</u> |

別表第2（第5条関係）

| 職務                                                                 | 基本報酬の額                      |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| (1) 公立学校における教科等の教授に関する業務                                           | 円<br>1 単位時間につき <u>2,790</u> |
| (2) 公立学校における教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条第2項に規定する初任者に対する指導および助言に関する業務   | 同 <u>2,790</u>              |
| (3) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（博士の学位を有する者その他教育委員会が相当と認める者が従事するものに限る。） | 同 <u>3,610</u>              |
| (4) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（大学または大学院の教授が従事するものに限る。）                | 同 <u>4,710</u>              |
| (5) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（医師の免許を有する者が従事するものに限る。）                 | 同 <u>6,650</u>              |
| (6) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（看護師の免許を有する者が従事するものに限る。）                | 同 <u>4,130</u>              |
| (7) 公立学校における教科等の特別な指導に                                             | 同 <u>4,200</u>              |

別表第2（第5条関係）

| 職務                                                                 | 基本報酬の額                      |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| (1) 公立学校における教科等の教授に関する業務                                           | 円<br>1 単位時間につき <u>2,890</u> |
| (2) 公立学校における教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条第2項に規定する初任者に対する指導および助言に関する業務   | 同 <u>2,890</u>              |
| (3) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（博士の学位を有する者その他教育委員会が相当と認める者が従事するものに限る。） | 同 <u>3,710</u>              |
| (4) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（大学または大学院の教授が従事するものに限る。）                | 同 <u>4,840</u>              |
| (5) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（医師の免許を有する者が従事するものに限る。）                 | 同 <u>6,830</u>              |
| (6) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（看護師の免許を有する者が従事するものに限る。）                | 同 <u>4,260</u>              |
| (7) 公立学校における教科等の特別な指導に                                             | 同 <u>4,320</u>              |

|                                                               |                |                                                               |                |
|---------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------|----------------|
| 関する業務（理学療法士の免許を有する者が<br>従事するものに限る。）                           |                | 関する業務（理学療法士の免許を有する者が<br>従事するものに限る。）                           |                |
| (8) 公立学校における教科等の特別な指導に<br>関する業務（言語聴覚士の免許を有する者が<br>従事するものに限る。） | 同 <u>4,120</u> | (8) 公立学校における教科等の特別な指導に<br>関する業務（言語聴覚士の免許を有する者が<br>従事するものに限る。） | 同 <u>4,230</u> |